

基地問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和5年6月9日（金）全員協議会終了後 委員会室

出席委員（8名）

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）安 達 卓 是
門 脇 一 男 国 頭 靖 塚 田 佳 充 徳 田 博 文
錦 織 陽 子 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総合政策部】八幡部長

[まちづくり企画課] 川本課長 藤堂課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐
安居まちづくり企画担当係長

出席した事務局職員

松田局長 田村事務局次長 松下調整官 田中庶務担当係長

傍 聴 者

伊藤議員 稲田議員 今城議員 奥岩議員 津田議員 戸田議員 西野議員 又野議員
松田議員 森田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員
報道機関 2社 一般 1人

報告案件

- ・重要土地等調査法に基づく注視区域指定の見込みについて

~~~~~

### 午後1時29分 開会

○田村委員長 ただいまより基地問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、当局より1件の報告がございます。重要土地等調査法に基づく注視区域指定の見込みについて、当局の説明を求めます。

川本まちづくり企画課長。

○川本まちづくり企画課長 それでは資料に基づきまして、御報告と御説明のほうをさせていただきます。

この重要土地等調査法でございますが、かねてより国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐるまは安全保障の懸念が示されてきたところでございます、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止をするために国におかれまして議論を重ねて令和3年の6月に公布されまして、令和4年9月20日に全面施行されたところがございます。同法では、国が重要施設などの周囲およそ1キロメートルの範囲を注視区域または特別注視区域に指定することとしております。

2番目の法の概要つきましてですが、注視区域または特別注視区域に指定されますと国が区域内における土地等の利用状況を調査いたします。この調査の結果、重要施設等の機能を阻害する土地等の利用が確認された場合、国による勧告、命令により是正を求められ

ます。この制度の概要につきましては本日お配りのリーフレットのほうですけれども、2ページ目のほうに制度の概要のほう詳しく記載のほうされております。その内容について御報告いたしますと、御説明申し上げますと、まずは調査、注視区域及び特別注視区域、調査対象は記載のとおりでございます。それを受けまして問題ありましたら国による是正というものがございます。この報告資料の(3)、事前の届出でございますけれども、特別注視区域となると200平方メートル以上の所有権移転は事前届出の対象となりますが、本市におきましては特別注視区域の候補地はございません。

3番目、本市内における区域指定候補地、流れにつきまして詳しく説明させていただきますと、今年度5月12日に第4回の土地等利用状況審議会というのが開催されました。当日付で我々まちづくり企画課のほうから、国から審議会の情報等の情報送られてまいりましたものにつきまして、議員の皆様方に資料提供させていただいたところでございます。この第4回の土地等利用状況審議会におきまして、航空自衛隊美保基地及び陸上自衛隊米子駐屯地の周囲概ね1キロメートルの区域を注視区域の候補地とすることが決定しました。これを受けまして先ほど申し上げました内閣府から本市に対して通知されるとともに、本市に対する照会がありました。照会の内容につきましては以下詳しく書いてはいるんですけども、まず(1)として、区域の範囲に係る地理的な情報、(2)といたしまして、開発計画・開発行為の情報、(3)その他、区域の外縁設定等の参考となる情報ということで照会のほうがなされました。

今後の見込みでございます。4番目、具体的な区域についてですけれども、具体的な区域については現在国において検討中ございまして、まだ確定しておりません。区域の詳細は国が決定した後、内閣府告示により示されることになっております。

5番目、これまでの本市の対応でございます。まず国への要望ということでございまして、本日お配りの資料の別添1をご覧くださいませでしょうか。別添1でございますけれども、内閣府から通知を受けた後、鳥取県とまた境港市とも協議いたしまして、令和5年5月24日付けで国へ要望書を提出したところでございます。(2)の市民への周知の状況でございますが、まず令和5年5月22日に米子市自治連合会常任委員会におきまして、同法の周知及び対象区域を含む自治会の皆様方への回覧のお願いを行いました。こちらの資料が本日の配布資料の別添2のほうになります。別添2及びお付けしておりますリーフレットを併せて回覧のお願いをさせていただいているところでございます。この令和5年5月25日木曜日には米子市公民館長会におきまして、同法の周知及び対象区域を含む自治会への回覧について説明をさせていただきました。今回のリーフレットでございますけれども、現在部数多くございませんで今内閣府のほうに依頼をしております。その内閣府作成のリーフレットが届き次第、本庁舎及び淀江支所並びに全公民館のほうへ配荷する予定としております。これは6月中を予定しております。この区域が確定し内閣府から通知を受けましたら、広報よなご、それから市ホームページ、SNS等による周知を行っていく予定としております。国への回答でございますけれども、回答期限が審議会の開催から1か月ということで令和5年6月12日ということでございますので、それまでに各課の情報を集約し、回答する予定としております。

資料の説明は以上です。

**○田村委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、ご意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** まだ国への回答ということは6月12日までですので数日ありますが、この情報を集約して回答をするっていうことは回答案というものは議会のほうに何かしら提示されるっていうことはあるんでしょうか。予定としては。

**○田村委員長** 川本まちづくり企画課長。

**○川本まちづくり企画課長** 国への回答ですけれど、今現在のとりまとめ状況なんですけれども、国への意見照会の内容というのが区域指定に関わる自治会の意向等を確認しようとするものではございませんで、あくまでその周辺の状況の情報としてですね、地理的情報や開発計画といった情報に関わるものでございますので、現在この情報について議会に報告するという事は現時点においては考えておりません。

**○田村委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** まあそういうこともあるかなと思うんですけど、だいたい国が何かしら調査だとか関わる時には、国に対して回答する時には、こういうふうにして回答したいと思えますっていうのがね、だいたい議会にも諮られるっていうか報告はされると思うんですけども今回それをしないというのはなぜですか。

**○田村委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** まだ今、回答案を作成中でございますし、ただそのものを回答するというよりは、概要につかまして先ほど課長が申しあげましたように、特に客観的な、例えば字がないとかそういうことでございますので特別に何かそこに米子市の意思があるとか、そういうことではありませんので現時点ではそういう回答をする予定はありませんけれども、議会のほうでそれを望まれるということであれば、その回答の文そのものではなくて、だいたいこういうことについて回答させていただきましたという報告させていただければと思っています。

**○田村委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** ぜひ委員長のほうからお願いします。それでですね、若干分かる範囲でこの法律のことについて少しお尋ねしたいと思うんですけども、このリーフレット、どういう内容かっていうことでね、内閣府に対しても住民に対する説明を十分にしないさいということでこういうものが後追いでできたっていうふうに認識しているんですけども、その2ページの真ん中あたりのところに3つ枠があって、調査、届出、勧告・命令等っていうふうにあります。この調査の対象で土地等の所有者、賃借人等、事項ってどんな調査するんですかって言ったら、まあ所有者等ということで氏名、住所、戸籍等、利用状況とかっていうので、こういうのも対象になった場合ですね、注視区域の対象になった場合、今回調査が終わって、ここのところを注視区域としますよ、と国が定めた場合に、この調査が行われるということでいいでしょうか。この理解で。

**○田村委員長** 川本まちづくり企画課長。

**○川本まちづくり企画課長** 調査の時期等は国にも確認してみたんですけども、それは明確ではないんですけども、法律の制度上は指定があれば調査は行われるということのよう認識しております。

**○田村委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** ということになると、かなり詳細な調査が行われるというふうには思いますが、土地の所有者だとか賃借人っていうのは変わることが場所によってはあるというふうに思いますし、そういうことになる常に調査が行われると、日常的に調査が行われるっていうことになるんじゃないかなと、そういうことが必要じゃないかなというふうに思いますけど、そのことについては。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** このリーフレットのですね、3ページ目を見てやっていただきたいんですけど、調査というのがありまして、特別注視区域は米子市はありませんので、注視区域等で機能阻害行為が行われることを防止するためというふうに書いてあります。つまり、あくまでもそういう調査等といいますのは私どもの理解では、機能阻害行為がある場合にそういう詳しい調査が行われるものだというふうに考えておりまして、なおかつ、調査については公募等ですね、不動産登記簿、住民基本台帳等の収集を基本とし必要に応じて云々というふうに書いてありますので、この調査というのも何でもかんでも調査するということではなくて、あくまでも機能阻害行為というのが、これはいろいろ総合的に判断されるようですが、それがあつた場合にそういうふうにされることだというふうに私どもは理解をしております。

○**田村委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** その機能阻害行為ということで、類型、例示っていうのが非常に少ないので施設周辺の私有地における集会の開催とかね、これなんかもジェット機は来るな、とかね、そういうことがもしかしたら考えられない行為とふうになるんだけれども、誰が来てそういう行為だつていうふうに規定するかっていうとやっぱり国のほうになるというふうに、かなり権限が強いというふうに思うので、国の恣意的な状況、恣意的な判断によってこれが広げられるという可能性が非常に強いものだつていうふうに私は認識していますので、今ここで賛成、反対っていうのはないことだと思いますけれども、そういう恐ろしいものだなというふうに認識しています。意見としては。

○**田村委員長** ほかにありませんか。渡辺委員。

○**渡辺委員** 関連のことを聞くんですけど、さっきの調査っていうのは機能阻害行為を防止するために調査をするって上の段には書いてありますよね。今の答弁だと機能阻害行為があつた場合に調査するっていうふうに関こえたんだけど、そうじゃないですよ。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 私の言い方が少しあれだったかもしれませんが、ここにある通りで結構でございます。すみません。御指摘いただき、ありがとうございました。

○**田村委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** それでね、これも一回質問したことがあるんだけど、国のことなんですけれども、こないだ自治会長会もあつて一応、連合会長説明されたけど、まあ中身はよく分かんないと。回覧、回せって。各自治会長、回してくれと。まあ回覧もう回ってますのであれですけど。その時に、これでどげになるだつて質問したら、なんだい変わらんしこだつて。答えなんです。市の説明を受けて回答されてる。そういう説明。なんだ変わらんつて説明してるわけじゃないでしょ。

○**田村委員長** 藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補。

**○藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐** 住民生活への影響というところでございますけれども、こちらにつきましては普段、一般的に生活する分には何も影響がないものと考えております。第一弾で指定されました出雲市がございまして、出雲駐屯地が指定されてますので出雲市のほうに確認しましたところ、やはり特に住民生活、市民生活に影響というのは出ていないということで聞いておりますので、米子市でも同様に注視区域に指定されるイコール何か住民へ影響があるというふうには考えておりません。

**○田村委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** それでね、5の(2)の市民への周知ということで、結局、説明をして回覧をしたっていうのは誰も理解はできていないです。今のところ。あまり回覧板、回しても読まないですね。内閣府って書いてある法律のようなものは。それで市が求めているのは国が説明しろっていうことですね。全部で何千か所だってね、確か。数。

**○田村委員長** 藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐。

**○藤堂まちづくり企画課長補佐兼まちづくり企画担当課長補佐** 指定箇所についてでございますけれども、この度の第二弾の指定箇所だけでも120から140くらいの箇所が指定の候補地になっておりますので、米子市としましては国へ丁寧な説明をとということで要望はしておりますけれども、現実的にはなかなかその一つ一つに対応をクリアされるのは難しいかなというふうには考えております。

**○渡辺委員** 内閣府の出先があるわけじゃないんで。なかなか内閣府の出先なんて中国ブロックの中でもあまりないと思うんですね。それでまあ私は要望なんですけれど、今段階の周知では全然周知してないですよ。内容的にはですね。こういうのに指定されるっていうのは大篠津、和田、葭津それと加茂ですね。どれだけSNSとかを使って周知していくっていうのを市がどう考えているのかっていうのと、説明が必要だと要望されているので国が出てこなかった場合、市としてどういう説明をする予定があるのか、これを伺いたいですけれども。仮定の話ですけれども。

**○八幡総合政策部長** あくまでも仮定の話でございますので、まず私どもといたしましては、この要望に書いてありますように、この要望は私どもだけがしているわけではありまして鳥取県と境港市さんと足並みを揃えてですね、委員さんが言われたように、まだまだ説明をっていうのが十分じゃないんじゃないかという認識のもとに要望を出させていただいたところでございます。これに対してどういう回答が来るかというような前提がございましてけれども、これはしっかりとですね、国会においてきちんと議論されてきた法律、そして国がやるものであるわけですから、まずはきちんと国のほうで説明をしていただきたい。それでどうしても市民の皆さんのほうからやはり不安があるとか、そういうような声が国じゃなくてもいいから説明をしてもらいたいと、そういう声がありましたらですね、私どもも市民の皆さんのためにはきちんとした対応をすべきかな、というふうには考えておるところでございます。

**○渡辺委員** 今の段階では何もないっていうお話なんですけど、いろんな意味で国際情勢ってのは動いてるんで原子力施設もそうなんだろうけど、防衛施設の周りが何にも変わりがありませんよと、ままいくかどうかっていうのは保障できないと。ですからそこら辺も含めて地元にはない地主もいっぱいいるんですけど、市としてはですね、周知に留まらず説明ができるくらいの取組をしていただきたいと要望をしておきます。

○**田村委員長** 要望ですね。ほかにありませんか。安達委員。

○**安達委員** こういった法律に基づいたことを市町村に国から通知が来て、また市も返すかということの流れが見えるんですが、そもそもこの法律の背景っていうのはどんな内容を含んだものなんですか。ちょっと分かりづらいところもあって読み切れんところがあります。分かる範囲でお願いしたい。

○**田村委員長** 川本まちづくり企画課長。

○**川本まちづくり企画課長** 今回の法律の背景ですけれども、これこそまさにリーフレットのほうの一番冒頭にもございます。冒頭の説明でも申し上げましたけど、やはり海外での国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐる安全保障上の懸念ですね、離島にいろいろ動きがあるだとか、こういったことを踏まえて国のほうで十分議論をなされた後、この法律というのが制定をされたというふうに我々認識しているところでございます。

○**田村委員長** 安達委員。

○**安達委員** 分かったような分からんところも、なかなか具体的にね、防衛施設の機能っていうところが施設そのものなのか土地も含めたところなのか、島ってさっき言われましたけれども沖縄の離島とかは島全体も含まれるわけですけれども、なかなか地続きの土地を住んでる側にしても、どこまでが1キロかと言われても分かりづらいところもあったり、元々その重要施設とは何ぞやっていうところからちょっと問いかけをさせてもらいました。ありがとうございました。

それとですね、新聞にも取り上げてあって知事のコメントもあり、またそれを受けてか分からんですが、伊木市長が国に対して文書を提出しておられますよね。その中で十分な説明をっていう十分っていうところが中身がね、どんなことを含めて説明をされたい、求めたいってことを言っておられるのか、少し具体的なところが分かれば教えていただきたい。具体的なものはなんですか。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** まずはですね、ここで十分かつ丁寧な説明をというふうに私ども国に対して要望していますけれども、先ほど課長も説明させていただきましたけれども、リーフレットの数でさえですね、全然市民の皆さんに行き渡るような部数じゃないわけです。ですからそれでおって説明も何もないんじゃないかというところで、まずそこが強く取り寄せているところでございますし、先ほど渡辺委員さんからもありましたけれども、全体で米子市なら米子市で最低まず説明会すらまだないわけですからそういう機会というのは設けていただきたいですし、十分かつ丁寧なっていうのは具体的にじゃあどこまでかっていうと具体的なものはまだありませんけれども、まず説明すらない状況ですので、そのところについては国の責任において実施していただきたいと。少なくともわざわざ来て説明云々より前にですね、こういう資料とかはきちんといただきたいということと、あとはですね、リーフレットの中にはいろいろ何かあったらここにすぐ連絡してください、コールセンターとかがありますっていうことがありますけれども、ホームページ見てくださいますけれども、それで本当に十分なのかどうかも含めてですね、今日実際にこの委員会で説明がやっぱり足りないんじゃないの、という話もありましたから、その辺も含めてですね、国のほうに訴えていきたいというふうに考えております。

○**安達委員** 分かりました。よろしくお願ひしたいところとすね、すでに担当課からお聞きしておるんですが、今日の委員会前に、町でいったら和田町の一部っていう表記があるんですけども、でしたら和田に全体繋がる部分を含めて全体に住民に告知なり回覧文書が回るかなあと思つたら、それは自治会長の段階でいっていいことだったようすけれども、今十分なものが情報としてないところなんでやっぱりそういうことが、もう話し合いがあつて結果、回さないっていうことになつたようすけれども、知るべきところを十分なものとして取り込みたいのでそこはできる限り、今後ですよ、我々住民の一人として知り得る情報なり、そういったものを提供いただきたいっていう要望をしておきます。以上です。

○**田村委員長** ほかにありませんか。国頭委員。

○**国頭委員** 米子市は特別注視区域にはならない。注視区域ってことなんですけれど、ちなみに国は注視区域の決定があるということでそれから細かいところはすね、地区は報告はあると、いつ頃になるとか半年後になるとかそんな情報っていうのはないですか。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** まだ確かな情報っていうのは私ども持ってません。

○**田村委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 先ほど渡辺委員からもありましたけども、大篠津とか三柳とかですすね、入るだろうということで配付しておられますけども、先ほど委員会始まる前に分かつたんですけど、河崎の一部だとか和田の一部だとか、こういつたところがその実際のところすすね、どこが指定されて返ってくるか分からないですすね。返つてきた時に一応、市の方針としては本市の対応で（２）のオにありますけど、区域が確定し内閣府から通知を受けた後、広報よなごとかホームページとかSNSで周知を行いますっていうことすすけれども、大事なのはどここの一部とか三柳も大篠津もそうですけど、その辺りの人達にやっぱり知ってもらつていうのは大事すすんで一回、回覧しておられますけど、正式に細かく決まればすすね、その人達には丁寧な周知っていうのは必要だと思ひますので、そのパンフレットさえもね、部長がないということすすけど、そういったのを要望されてもし来ればすすね、そういったところに対してはしっかりと広報とか周知はしていかないとはいけません。今の段階の周知の仕方だと、なかなかちょっと地域の住民の方っていうのは理解は難しいのかなと思ひますすすんで、その辺は私も要望すすけどお願ひしたいと思ひます。

○**田村委員長** ほかにありますか。門脇委員。

○**門脇委員** 先ほど渡辺委員の質問とつながるんですけど、回答いただけてますように私も本当に国の責任においてきちんと説明していただくのが一番だと思ひております。本市からの要望書を出されたものあるんですけど、なかなか回答期限とか区切れないかもしれせんけども、これからがやっぱり大事になってくると思ひますすすよ。このままずるずるいっててもいけませんし、本市としての考え方、これで要望書を出したから国の返事をそのまま待つっていう態勢ではなくて、今後もいろいろ先ほど本市からの要望、今の冊子の件もありましたし、積極的にこちらからアプローチしていく取組つていうのが大事だと思ひますので、その上で国のほうからなるべく早く回答というのをもらえるような形にしたいなと思ひておりますので、そのところ考えがありましたらお願ひしたいと思ひ

ます。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** ありがとうございます。今回の私どもの要望の動きというのがなかなか単市、米子市だけでじゃあなんとか成果が上がるのかと言えば少し難しいのかなという思いもあります。今言われたことも含めてですね、鳥取県と境港市さんと足並みを揃える形ですね、どこの県議会にしても境港市議会にしても同じような意見が出るのが予測されますので足並みを揃えてですね、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○**田村委員長** ほかに。徳田委員。

○**徳田委員** 回覧の用紙のところで具体的な区域が出ているところでございますけど、今説明があったとおり国のほうで今検討中だということで具体的な区域はってことでございます。国が決定した後に官報掲載ってことで公になるってことなんですけど、果たしてその官報、これ官報見てくださいよってことなんでしょうか。掲載になるから市のほうで告知するなりってことでなくて、どういった流れになるんでしょうか。

○**田村委員長** 川本まちづくり企画課長。

○**川本まちづくり企画課長** 先ほどの国頭委員のお話にもございましたけれども、今回国のほうが指定されますと、告示という形で区域図のほうを併せて示されるということでございます。周知の方法等、広くその対象の方々には知っていただくためにですね、市のほうもその部分について区域図も含めたところですね、についてはきちんと周知のほう図ってまいりたいというふうに考えております。

○**田村委員長** 徳田委員。

○**徳田委員** その掲載の情報をもって市のほうで分かりやすくっていうか、ということなんでしょうかね。

○**田村委員長** 川本まちづくり企画課長。

○**川本まちづくり企画課長** 告示によりますと区域図が示されるということで一番詳細な情報ではないかと思えます。この部分を丁寧にお知らせしていくことは市としても必要ではないかな、というふうに考えているところです。

○**徳田委員** 分かりました。

○**田村委員長** ほかにありますか。錦織委員。

○**錦織委員** いま国から区域図が示されますっていうことだったんですけど、図が示されてもね、何丁目のどこがっていうふうに示されないところに住んでる人はぱっと見分からないっていうふうに思うんですね。うちが引っかかるのかどうかっていうの。それを米子市がやらされるわけですかね。どういうことになるんですかね。住民が分かるんですかね。

○**田村委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** まずですね、ここで仮定の話をしてなかなか詮ないことかなと思うんですけども、まずはそういうことが、仮にきちんとした図を国が示すと言っているわけですからまずは示してくださいという段階だと思います。それで先ほどからの懸念でどこが境界かよう分からんとかそういうことがあったら、またそれはきちんと示すべきだという意見を私どもは言うべきであって国のやることに対してそのフォローするというのは



少し筋が違うのかなど。国は国の法律に基づいてやるわけですから、それはきちんとやっ  
てくださいよというのが私どもの立場です。ですからそれが十分でない場合には、国に対  
してそれをきちんとやっていただくように要望を、これからもしていく必要があるかなど  
いうふうに考えております。

**○田村委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 例えば今日この委員会でね、説明があったわけですがけれども、本来だったら  
国が来てね、全員協議会でこういうものをしますということをするべきだなというふうに私  
は思っています。特別委員会はあるんですけども、特別委員会でそこに国が出席しないで  
ね、執行部の方がね、まあ言うと、国の代わりになって説明されるわけなので、こういう  
ものですよということ、そこんところがね、ちょっと不足、国としてはやっぱりいけん  
なというふうに、ここで言ってもしょうがないかもしれないんですけども、というふう  
に私は思います。

**○田村委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 国頭委員のやり取りや部長の答弁伺って、これはある島の自衛隊の周りの  
土地がたくさん買われたとか、韓国の方や、そういう流れの中でこのままではよくないん  
じゃないかっていう流れもあったんですけど、言ってみると防衛の話じゃないんですよ、  
これね。土地ですから。土地の話なんで。そうすると実際、私は大篠津ですけど、大篠津  
に土地を持っている人と遺産相続を含めて、もう米子市内ちらばってます。逆に境港の幸  
神町あたり、佐斐神町あたりの土地を大篠津の人もたくさん持っておられます。こないだ  
から八幡部長が米子市単独の話じゃない、そうなんですよ。結局、土地について何らかの  
ことがあったら規制がかかるよっていう話ですから、これは。だから防衛的なのは施設が  
あるからっていうのは間違いないんですけど。そうすると境港市とも合同で注視地区にな  
りましたって確定のが来たら、同じようなのを市報とかホームページに載せていただきた  
いなと思います。大篠津のもたくさん持ってるんですよ、あの辺に。逆に佐斐神町とか  
幸神町の人もいっぱい大篠津に持っておられる。相続でお嫁に来たりとかあるので、指定  
された地域は私らやっぱりないですよ。土地の話ですから、全市的にこの地域に持って  
いるか持ってないかっていったら、散らばってますよ、いっぱい。市内に。県外までやれ  
とは言いませんけども、そういう広報を、指定されたら市報なりなんなりでやっていただ  
きたい。これも要望しておきます。

**○田村委員長** 答弁ありませんか。私もさっき安達委員のお話の中で、和田の一部でも回  
覧、回す回さないみたいなの、そういった裁量が地元に残されていること自体やっぱりおか  
しい。こういった大事なことは広く知らしめるべきだと思っておりますが、それについて  
何かご意見ありますか。

**○田村委員長** 川本まちづくり企画課長。

**○川本まちづくり企画課長** そうですね。今回の周知の範囲につきましては事前に5月2  
2日自治連のほうの常任委員会で意見をお伺いして、該当しそうな自治会のほうへという  
ことだったんですけども、今のご意見の中で皆様方からいろんな関係の方がおられると、  
そういった方々に届くような周知を市としても頑張るということでしたので、貴重なご  
意見をありがとうございます。

**○田村委員長** 委員の皆様よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、以上で基地問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 5 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

基地問題等調査特別委員長 田 村 謙 介